平成２２年（フ）第６８４２号
東京都葛飾区立石６丁目７―13―109
債務者　村上　伸一
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８４３号
東京都葛飾区東四つ木２丁目22―４―205
債務者　中軽米紀子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８４５号
東京都足立区足立１―25―11　高山ひろ子方、住民票上の住所東京都足立区足立３丁目３―１―311
債務者　林　　啓子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８４７号
東京都東久留米市下里１丁目３―３―３
債務者　阿部　富雄
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８４８号
東京都杉並区下高井戸１丁目21―６
債務者　松木　善史
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８４９号
埼玉県鳩ケ谷市八幡木２丁目22―14―405
債務者　中島　美奈（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８８２号
東京都北区滝野川７丁目８―９―601
債務者　山口由利子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８８３号
東京都板橋区徳丸４―29―14―201、住民票上の住所埼玉県川口市前川１丁目14―23―102
債務者　渡邉真理子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８８４号
東京都墨田区業平２丁目16―４―302
債務者　辰巳　真介
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８８８号
東京都日野市多摩平６丁目24―２―401
債務者　小笠原正人
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８８９号
東京都日野市多摩平６丁目24―２―401
債務者　小笠原待子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６８号
横浜市西区西戸部町２丁目174番地
債務者　青木　正明
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８号
石川県七尾市下町戊部１番地８、従前の住所石川県鹿島郡中能登町廿九日神明６番地２
債務者　髙森　英樹
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後１時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第４０号
香川県善通寺市上吉田町５丁目10番25号
債務者　山田　浩子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午前11時40分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第４９号
香川県坂出市府中町321―１　ケアホーム歩Ｂ館１階、住民票上の住所高松市屋島西町1756番地
債務者　蓮井　敏子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午前11時35分
高松地方裁判所丸亀支部